

## グループホームみずばしょう苑 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者(要支援2、要介護1～5)であって認知症の状態にある方について、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮する。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮する。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 6 年に1回以上、自己評価及び外部評価を実施し、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の改善を図るものとする。
- 7 2ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進委員から要望や助言を聴く機会を設ける。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 グループホームみずばしょう苑
- 2 所在地 青森県青森市原別五丁目7番2号

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 2名

この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 計画作成担当者 2名(2名とも管理者と兼務)

認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

- 3 介護従業者 14名(うち2名は、管理者と計画作成担当者を兼務します。)

介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は1ユニット目9名、2ユニット目9名の計18名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 要介護者(要支援2、要介護1～5)であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

\*利用者活動時間帯 7:00 ～ 21:00

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、その1割または2割或いは3割の額とする。

法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

- 2 生活基本料金を、1日につき専用個室家賃 1,000 円、水道光熱費 750 円、食材料費 1,200 円(おやつ代含む)とする。
- 3 前項に規定するもの以外に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、文章により利用者又はその家族の同意を得るものとする。(詳細は重要事項説明書に記載の通りとする。)

(入居にあたっての留意事項)

第8条 入居にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、管理者、計画作成担当者及び介護従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
  - (2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
  - (3) 利用者は、健康に留意するものとする。
  - (4) 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
  - (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
  - (3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
  - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
  - (5) 故意に共同生活住居 若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(非常災害対策)

第9条 防火管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他の必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(苦情・相談に関する事項)

第11条 利用者からの苦情・相談に対して、迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送などの措置を講じ、速やかに市、並びに利用者の家族等に連絡するとともに、記録をし、再発防止に努め、その対応について協議するものとする。

- 2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、加入する損害賠償保険により、速やかに対処することとする。ただし、施設職員の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(衛生管理等)(感染症まん延防止)

第13条 事業所は利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、かんせんしょうの予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### (身体拘束)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為をしない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### (地域との連携など)

第15条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な行動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は前項の報告、評価、要望、助言等のついでに記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的  
に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの  
とする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員)、介護保険法第8  
条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護  
に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業員の資質向上のために研修  
の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても、検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 従業員及び従業員であった者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。  
い。
- 3 事業者は、従業員及び従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるた  
め、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とす  
る。
- 4 事業者は、適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場におい  
て行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた  
ものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるもの  
とする。
- 5 事業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年  
間保存するものとする。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存  
するものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は(株)荒内工務店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

平成18年5月17日から施行する。

令和 7年 4月 1日 一部改訂

## 附則

この規程は、平成 18 年 5 月 17 日から施行する。

平成 18 年 5 月 17 日 一部改訂

平成 18 年 6 月 1 日 一部改訂

平成 18 年 6 月 6 日 一部改訂

平成 18 年 8 月 1 日 一部改訂

平成 18 年 8 月 6 日 一部改訂

平成 18 年 9 月 25 日 一部改訂

平成 18 年 10 月 3 日 一部改訂

平成 19 年 7 月 23 日 一部改訂

平成 19 年 12 月 1 日 一部改訂

平成 21 年 1 月 28 日 一部改訂

平成 21 年 3 月 16 日 一部改訂

平成 21 年 8 月 1 日 一部改訂

平成 21 年 8 月 16 日 一部改訂

平成 21 年 10 月 16 日 一部改訂

平成 22 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 22 年 10 月 16 日 一部改訂

平成 23 年 10 月 1 日 一部改訂

平成 24 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 24 年 8 月 1 日 一部改訂

平成 26 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 27 年 4 月 16 日 一部改訂

平成 27 年 12 月 21 日 一部改訂

平成 28 年 8 月 26 日 一部改訂

平成 29 年 4 月 5 日 一部改訂

平成 30 年 4 月 1 日 一部改訂

平成 31 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 2 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 3 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 4 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 4 年 10 月 1 日 一部改訂

令和 5 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 6 年 4 月 1 日 一部改訂(第 1 部)

令和 6 年 4 月 1 日 一部改訂(第 2 部)

令和 8 年 4 月 1 日 一部改訂